

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 金融商品取引業等に関する内閣府令 第百十六条の二第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（金融庁九六）
- 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示（文部科学一三九）

〔その他告示〕

- 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示（文化庁一一〇）
- 史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一一一・一一二）
- 名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一二四）
- 保安林の指定をする件（農林水産一八九三・一九〇一）
- 出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一九〇三）
- 種苗法第十三条第一項及び第二十二条の二第二項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一九〇四）

一	内閣法務省 愛知県 福岡県 札幌市 名古屋市	〔人事異動〕
二		〔叙位・叙勳〕
三		〔皇室事項〕
四	労 動	〔官庁報告〕
五	最 低 賃 金	〔岩手労働局最低賃金公示一一〇五〕
六	官 庁	〔公 告〕
七	財 団 關 係	〔裁判所〕
八	相 繼、公 示 催 告、失 踪、除 機 決 定、破 產、免 責、特 別 清 算、再 生、所 有 者 不 明 關 係	〔会社その他〕

九	出願公表後に名称変更がなされた件（同一九〇五）	○ 中小企業信用保険法第一条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一七八）
一〇	○ 道路に関する件（近畿地方整備局一一五〇一七七）	○ 金融庁告示第九十六号
一一		金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）第一百十六条の二第二項の規定に基づき、信用格付業者の関係法人を次のように指定し、令和八年一月一日から適用する。
一二		金融庁長官 伊藤 豊
一三	1 ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）の特定関係法人 有効期間は、令和9年12月31日までとする。	
一四	(1) 商号又は名称 Moody's Investors Service, Inc. 主たる事務所の所在地 7 World Trade Center at 250 Greenwich Street New York, NY 10007 U.S.A.	
一五	(2) 商号又は名称 Moody's Investors Service Middle East Limited 主たる事務所の所在地 Office 303, 304, Gate Precinct Building 3, Level 3, Dubai International Financial Centre Street, PO Box 506845, Dubai, UAE	
一六	(3) 商号又は名称 Moody's Italia S.r.l. 主たる事務所の所在地 Piazza Luigi Einaudi no. 8 20124 - Milan, Italy	
一七	(4) 商号又は名称 Moody's Investors Service Limited 主たる事務所の所在地 One Canada Square Canary Wharf London, E14 5FA, United Kingdom	
一八	(5) 商号又は名称 Moody's Investors Service Pty Limited 主たる事務所の所在地 No. 1 Martin Place, Level 14, Sydney, NSW 2000, Australia	
一九	(6) 商号又は名称 Moody's Canada Inc. 主たる事務所の所在地 70 York Street Suite 1400 Toronto, Ontario M5J 1S9 Canada	
二〇	(7) 商号又は名称 Moody's Investors Service Cyprus Limited 主たる事務所の所在地 Porto Bello Building 1 Siafi Street, 3042 Limassol P.O. Box 53205 CY-3301 Limassol, Cyprus	
二一	(8) 商号又は名称 Moody's Investors Service Singapore Pte. Ltd. 主たる事務所の所在地 137 Telok Ayer Street #08-01 Singapore 068602	
二二	(9) 商号又は名称 Moody's Investors Service España, S.A. 主たる事務所の所在地 Calle Principe de Vergara, 131, 6 Planta Madrid, 28002, Spain	
二三	(10) 商号又は名称 Moody's Investors Service Hong Kong Limited 主たる事務所の所在地 24/F, One Pacific Place, 88 Queensway, Admiralty, Hong Kong, SAR, People's Republic of China	
二四	(11) 商号又は名称 Moody's Deutschland GmbH 主たる事務所の所在地 An der Welle 5 Frankfurt am Main, 60322, Germany AFI Butterfly Karlín, Pernerova 691/42, 186 00 Praha 8-Karlín, Czech Republic ul. Bolesława Prusa 2, 00-493 Warsaw, Poland	
二五	(12) 商号又は名称 Moody's France S.A.S. 主たる事務所の所在地 21, Boulevard Haussmann, Paris, 75009, France	
二六	(13) 商号又は名称 Moody's Investors Service South Africa (Pty) Limited 主たる事務所の所在地 Regus at Nelson Mandela Square 2nd Floor, West Tower, Maude Street Sandton 2196, Gauteng, South Africa	
二七	(14) 商号又は名称 Moody's Investors Service (Nordics) AB 主たる事務所の所在地 Norrlandsgatan 20, 4tr, 111 43, Stockholm, Sweden	

2 S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）の特定関係法人 有効期間は、令和9年12月31日までとする。	3 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）の特定関係法人 有効期間は、令和9年12月31日までとする。
(1) 商号又は名称 Standard & Poor's Financial Services LLC 主たる事務所の所在地 55 Water Street, New York, New York 10041, USA	(1) 商号又は名称 Fitch Ratings, Inc. 主たる事務所の所在地 33 Whitehall Street, New York, NY 10004, USA One North Wacker Drive, 23rd floor, Chicago IL 60606, USA 2600 Via Fortuna, Suite 330 Austin, TX 78746, USA 1 Post Street, Suite 900, San Francisco, CA 94104, USA
(2) 商号又は名称 S&P Global Ratings Argentina S.R.L., Agente de Calificación de Riesgo 主たる事務所の所在地 Avenida Leandro N. Alem, 815 – Piso 4 Torre Catalinas Norte Ciudad de Buenos Aires, Argentina C1001AAD	(2) 商号又は名称 Fitch Ratings Limited 主たる事務所の所在地 30 North Colonnade, London, E14 5GN, UK Floor 18, Maze Tower 83, Sheikh Zayed Road, Dubai, United Arab Emirates
(3) 商号又は名称 S&P Global Ratings Maalot Ltd 主たる事務所の所在地 12 Abba Hillel Silver Street, Ramat Gan, Tel Aviv, Israel 52506	(3) 商号又は名称 Fitch Australia Pty Limited 主たる事務所の所在地 Suite 15.01, Level 15, 135 King Street, Sydney NSW 2000, Australia Suite A2, 23F., No. 68, Sec. 5, Zhongxiao E. Rd., Xinyi District, Taipei, 110 Taiwan 9F Kyobo Securities Building 97, Uisadang-daero, Youngdeungpo-Gu, Seoul, Korea
(4) 商号又は名称 S&P Global Ratings Australia Pty Ltd 主たる事務所の所在地 Level 17, 101 Collins Street, Melbourne Victoria 3000, Australia	(4) 商号又は名称 Fitch Ratings Singapore Pte Ltd. 主たる事務所の所在地 1 Wallich Street, #19-01 Guoco Tower, Singapore 078881
(5) 商号又は名称 S&P Global Canada Corp. 主たる事務所の所在地 Bay Adelaide Centre East Tower, 22 Adelaide Street West, 40th Floor, Toronto, ON, Canada M5H 4E3	(5) 商号又は名称 Fitch (Hong Kong) Limited 主たる事務所の所在地 19/F Man Yee Building, 68 Des Voeux Road Central, Hong Kong
(6) 商号又は名称 S&P Global Ratings Singapore Pte. Ltd. 主たる事務所の所在地 12 Marina Boulevard Unit #23-01, Marina Bay Financial Centre Tower 3, Singapore, 018982	(6) 商号又は名称 Fitch Ratings Brasil Ltda. 主たる事務所の所在地 Av. Barão de Tefé, 27, Sala 601, Saúde, Rio de Janeiro, CEP 20220-460, Brazil Alameda Santos, 700 - 7º andar, Cerqueira César São Paulo 01418-100, Brazil
(7) 商号又は名称 S&P Global Ratings Hong Kong Limited 主たる事務所の所在地 3-4/F, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong, China	(7) 商号又は名称 Fitch Mexico S.A. de C. V. 主たる事務所の所在地 Edificio Connexity, Prol. Alfonso Reyes No. 2612, Piso 8, Col. Del Paseo Residencial, Monterrey, N.L., Mexico 64920 Blvd. Manuel Avila Camacho #36 Floor 23, Edificio Esmeralda II, Col. Lomas de Chapultepec, Alcaldia Miguel Hidalgo C.P. 11000, Mexico City
(8) 商号又は名称 Taiwan Ratings Corporation 主たる事務所の所在地 2F, Hung Kuo Building No. 167, Dunhua N. Road, Taipei City 105, Taiwan, R.O.C.	(8) 商号又は名称 Fitch Ratings Ireland Limited 主たる事務所の所在地 88 Harcourt Street, Dublin 2, D02 DK18, Ireland Via Morigi, 6 – Ingresso Via Privata Maria Teresa, 8 Milan 20123, Italy Neue Mainzer Strasse 46-50 D-60311 Frankfurt am Main, Germany 28 Avenue Victor Hugo 75016 Paris, France Central Point, Marszalkowska 107, Warsaw 00-110, Poland Avinguda Diagonal 601, 4th floor 08028 Barcelona, Spain Pza de Pablo Ruiz Picasso 1, Torre Picasso 19th floor, 28020 Madrid, Spain Kungsgatan 8 111 43 Stockholm, Sweden
(9) 商号又は名称 Standard & Poor's Ratings do Brasil, Ltda. 主たる事務所の所在地 Av. Brig. Faria Lima 201, 18º Andar São Paulo, Brasil	(9) 商号又は名称 Fitch Ratings Canada, Inc. 主たる事務所の所在地 22 Adelaide Street West, Suite 2810 Toronto, ON M5H 4E3, Canada
(10) 商号又は名称 S&P Global Ratings, S.A. de C.V. 主たる事務所の所在地 Javier Barros Sierra No. 540 PH2, Col. Santa Fé, Del. Alvaro Obregón, México, D.F. C.P. 01210, México	○文部科学大臣長崎由川十九号 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示を次の如きに定める。
(11) 商号又は名称 S&P Global Ratings Europe Limited 主たる事務所の所在地 Styne House, Upper Hatch Street, Fourth Floor, Dublin 2, Ireland D02 DY27 Vicolo San Giovanni sul Muro 1/3/5, Milan, Italy 20121 Dubai International Financial Center, Level 6, DIFC Gate Village 7, PO Box 506650 United Arab Emirates Bockenheimer Landstrasse 2, Frankfurt am Main, Germany 60306 Paseo de la Castellana, 7 – Planta 6, 28046 Madrid, Spain 4th Floor, 33 Baker Street, Rosebank, Johannesburg 2196, South Africa Master Samuelsgaten 6, Box 1753, Stockholm, Sweden 11187 40 Rue de Courcelles, Paris, France 75008 Hamad Tower 7421, King Fahd Road, Al-Olaya, Riyadh, Saudi Arabia 12212	令和7年11月十六日 文部科学大臣 松本 洋平
(12) 商号又は名称 S&P Global Ratings UK Limited 主たる事務所の所在地 25 Ropemaker Street, London, United Kingdom EC2Y 9LY	

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示
示第五十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	第一 重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕	第一 重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕
〔略〕	〔工芸技術関係〕	〔工芸技術関係〕
〔工芸技術関係〕	〔同上〕	〔同上〕
陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
(一) 芸術上特に価値の高いもの	(一) 芸術上特に価値の高いもの	(一) 芸術上特に価値の高いもの
(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの	(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの	(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの	(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの	(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの
〔生活文化関係〕	〔生活文化関係〕	〔生活文化関係〕
生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下(一)及び(三)において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下(一)及び(三)において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下(一)及び(三)において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの
(一) 芸術上特に価値の高いもの	(一) 芸術上特に価値の高いもの	(一) 芸術上特に価値の高いもの
(二) 生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの	(二) 生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの	(二) 生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの
(三) 芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの	(三) 芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの	(三) 芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
〔芸能関係〕	〔芸能関係〕	〔芸能関係〕
〔工芸技術関係〕	〔同上〕	〔同上〕
保持者	〔工芸技術関係〕	〔工芸技術関係〕
〔工芸技術関係〕	〔同上〕	〔同上〕
一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者	一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者	一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者	二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者	二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構員	三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構員	三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構員

備考 表中の「」の記載は注記である

附
則

2 1
この告示は、公布の日から施行する。
登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（令和三年文部科学省告示第九十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	第一 登録無形文化財の登録基準 (生活文化関係)	第一 登録無形文化財の登録基準 (生活文化関係)
	<p>保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（重要無形文化財及び文化財保護法第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>〔略〕</p>	<p>保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（文化財保護法第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>〔同上〕</p>
改 正 前		

保持団体

保持团体

保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつて、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員

となつてゐる団
〔生活文化関係〕

となつてゐる団体

一
重

重要無形文化財に指定される生活文化

(以下単に「生活文化」という。)を高度に体得している者

二 生活文化を正しく体得し、かつ、これに精通している者

三 二人以上の者が一体となつて行う生活文化について、これを高度に体得していく

る者が構成している団体の構成員
保持団体

生活文化の性格上個人的特色が薄く、か

場合において、これらの者が主たる構成員となつてゐる団体

備考 表中の「」の記載は注記である。

この告示は、公布の日から施行する。

2 登録無形文化財の登録並びに保持者号) の一部を次のように改正する。

次の表により 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

第一 改正後登録無形文化財の登録

第一回 銀河の宝鏡其一
（生活文化関係）

保存力で満足のための措置が特に必要がある生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活

備考 表中の「」の記載は注記である。

卷之三

その他告示

		改 正 後		改 正 前	
		〔芸能関係〕 〔略〕		〔芸能関係〕 〔同上〕	
附 則		〔工芸技術関係〕		〔工芸技術関係〕	
香坂山遺跡	上	この告示は、公布の日から施行する。	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
文化庁告示第三十一号	欄	備考 表中の「」の記載は注記である。	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百十三条第一項及び第一百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第一百十三条第三項の規定及び第一百七十二条第三項において準用する第二条の二第三項の規定に基づき告示する。	欄	この告示は、公布の日から施行する。	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
令和七年文部科学省告示第七十八号	指 定 告 示	文化庁告示第三十一号	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
佐久市（長野県）	下 欄	文化庁長官 都倉 俊一	生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
令和七年十二月十六日			生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの	陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

○文化庁告示第三十号
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年十二月十六日 文化庁長官 都倉 俊一
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準（昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

○農林水産省告示第千八百九十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡東栄町大字月字瀬戸久保五、一六、字崎下一一、字山本二、字高根一、字字損沢四、五の一、大字中設樂字崩一三、大字振草字小林トエグチ九の二、
一三

二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。
(三) 立木の伐採の期間 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千八百九十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 宮崎県延岡市北浦町三川内字未越四〇三五の一、四〇三五の四から四〇三五の六まで

二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。
(三) 立木の伐採の期間 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千八百九十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 宮崎県延岡市北浦町三川内字黒沢三一六九

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。
(三) 立木の伐採の期間 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千八百九十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 宮崎県西都市大字八重字上鶴四九九の二三(次の図に示す部分に限る)、四九九の一

二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

○農林水産省告示第千八百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 德島県名西郡神山町上分字奥屋敷九四の一から九四の三まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、抾伐による。
2 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の方法・期間 (次の図)及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第千八百九十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 德島県名西郡神山町上分字奥屋敷九四の一・九四の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、その他他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、抾伐による。
2 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の方法・期間 (次の図)及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第千八百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
(二) 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。
(三) 立木の伐採の期間 (次の図)及び樹種 次のとおりとする。
(四) 立木の伐採の方法・期間 (次の図)及び樹種 次のとおりとする。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷栗枝 渡二八〇	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。
二 指定の目的 水源の涵養	(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、やの図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。
三 指定施業要件	
〔丁〕立木の伐採の方法	1 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
〔丁〕立木の伐採の限度 次のとおりとする。	〔丁〕立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。	(次のとおり)は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第十九百一號	○農林水産省告示第十九百一號
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十二月十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和	令和七年十二月十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 徳島県三好市池田町シハヤマ三八九三の二、三九〇七、三九一七の二	一 保安林の所在場所 徳島県那賀郡那賀町大久保字小谷口一二六の一七、一二六の二一、字五味
二 指定の目的 土砂の流出の防備	二 指定の目的 土砂の流出の防備
〔丁〕指定施業要件	〔丁〕指定施業要件
1 立木の伐採の方法	1 立木の伐採の方法
1 次の森林につては、主伐は、根伐ひよる。	1 次の森林につては、主伐は、根伐ひよる。
2 池田町シンヤマ三八九三の二、三九〇七・三九一七の二(以上二筆につて次の図に示す部分に限る)	2 池田町シンヤマ三八九三の二、三九〇七・三九一七の二(以上二筆につて次の図に示す部分に限る)
2 その他の森林につては、主伐に係る伐採種を定めない。	2 その他の森林につては、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
○農林水産省告示第十九百一號	○農林水産省告示第十九百一號
出願者から出願公表後に品種登録出願が取つて記されたので、種苗法(平成十年法律第八十一号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。	出願者から出願公表後に品種登録出願が取つて記されたので、種苗法(平成十年法律第八十一号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和七年十二月十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和	令和七年十二月十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和

Euphorbia lactea Haw.	ゼロニードル ノリーンボーリー	曾田義則	第34566号
Oryza sativa L.	ほのときめき	公益財團法人農業・環境・健康研究所	第36229号
Othonna L.	曾田002	曾田義則 愛知県豊川市野口町長万47番地	令和7年10月29日 第37342号
			令和7年10月22日
○農林水産省告示第十九百一號	○農林水産省告示第十九百一號	農林水産植物の種類並びに出願品種の名称	の指定をする。
種苗法(平成十年法律第八十二号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したのと、同法第十三条第一項及び第二十二条の二第三項の規定に基づく次のとおりとする。	種苗法(平成十年法律第八十二号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したのと、同法第十三条第一項及び第二十二条の二第三項の規定に基づく次のとおりとする。	出願品種の属する農林水産植物の種類	の指定をする。
令和七年十二月十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和	令和七年十二月十六日 農林水産大臣 鈴木 憲和	出願品種の名称	出願者氏名又は名称及び住所又は居所
I 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称	I 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	品種登録出願の番号及び年月日
" 生明1号	" 生明2号	"	"
Argyranthemum frutescens(L.) Sch.Bip.	ARG2107	NuFlora International Pty Ltd 63 Wills Road, Macquarie Fields, New South Wales, 2564, Australia	第38181号 令和7年8月26日
Dianthus Caryophyllus L.	Bre21FB009	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38030号 令和7年9月10日
" NATbey	S B TALEE DE COLOMBIA SAS C1 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C. Colombia	第38033号 令和7年5月12日	
"	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一丁目1番8号	第38194号 令和7年9月24日	
Diospyros L.	スノーソルベ	"	第38196号 令和7年9月24日
Chrysanthemum L.	Zannalex White	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rij senhout, The Netherlands	第38168号 令和7年8月25日

Fragaria L.	さち しずく 幸の雫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市觀音台三丁目1番地1 株式会社まるむね 熊本県熊本市西区河内町船津2709番地5	第38111号 令和7年7月16日
"	くまほっぺ	"	第38112号 令和7年7月16日
Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray	ゆきぐにまい ごう 雪国舞15号	ユキグニファクトリー株式会社 新潟県南魚沼市余川89番地	第38179号 令和7年9月4日
"	IM-BM208号	一正蒲鉾株式会社 新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地	第38183号 令和7年9月16日
"	IM-BM209号	"	第38184号 令和7年9月16日
Hydrangea L.	ほし 星つむぎ	仁木周平 群馬県桐生市黒保根町下田沢3453-4	第38014号 令和7年5月1日
"	ペルミナ	"	第38015号 令和7年5月1日
"	ITE0519-10	吉岡麗子 埼玉県深谷市武蔵野3153	第38075号 令和7年6月10日
"	WNHYDFBLA MH	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	第38177号 令和7年9月3日
Limonium Mill.	WW2324	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋4丁目6番17号	第38190号 令和7年9月24日
"	WL2328	"	第38191号 令和7年9月24日
Sedum dasypphyllum L.	COTO-03	南さやか 奈良県奈良市横井一丁目82-1	第38130号 令和7年8月5日
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目16番地7	第38138号 令和7年8月8日

II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Hulten	いくめい ごう 生明1号	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地1、2	第38169号 令和7年8月26日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に對し最終消費の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する。
"	いくめい ごう 生明2号	"	第38170号 令和7年8月26日	"	"
Diospyros L.	ようしゅう 陽秋	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	第38168号 令和7年8月25日	"	"
Fragaria L.	さち しずく 幸の雫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市觀音台三丁目1番地1 株式会社まるむね 熊本県熊本市西区河内町船津2709番地5	第38111号 令和7年7月16日	"	"
"	くまほっぺ	"	第38112号 令和7年7月16日	"	"

Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray	ゆき くにまい ごう 雪国舞15号	ユキグニファクト リ一株式会社 新潟県南魚沼市余 川89番地	第38179号 令和7年9月 4日	"	"
Hydrangea L.	ITE0519-10	吉岡麗子 埼玉県深谷市武藏 野3153	第38075号 令和7年6月 10日	"	"
Limonium Mill.	WW2324	住化農業資材株式 会社 大阪府大阪市中央 区高麗橋4丁目6 番17号	第38190号 令和7年9月 24日	"	"
"	WL2328	"	第38191号 令和7年9月 24日	"	"
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根 大学 島根県松江市西川 津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華 町桜が丘三丁目16 番地7	第38138号 令和7年8月 8日	"	"

III 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Diospyros L.	ようしゅう 陽秋	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	第38168号 令和7年8月25日	福岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることによる得られ收取穫物の生産する行為を制限する。
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目16番地7	第38138号 令和7年8月8日	島根県	"

○農林水産省告示第十九百五号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月十六日

農林水產大臣 鈴木 憲和

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第31512号 平成28年10月6日	平成29年11月16日	Jandeboer001	JDEBOER001

○経済産業省告示第百七十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百三十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十二月十七日から施行する。

令和七年十二月十六日

經濟產業大臣 赤澤 亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年八月六日からの大暴雨に伴う災害前線による低気圧と庄と	石川県 福岡県 熊本県 鹿児島県 姶良市 霧島市 天草市 上天草市 新宮町 屋町 糸島市 福津市 直方市 古賀市 北九州市 金沢市	地域
令和七年八月七日から令和八年三月十六日まで		

○近畿地方整備局告示第百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和七年十二月十六日から一週間一般の縦覧に供する

令和七年十一月十日

新畿地方整備司長 藤原 勲之

ダウントロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書（五十嵐えり提出）

善福寺川上流地帯調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書（五十嵐えり提出）

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバーフィル犯罪条約に関する質問主意書（五十嵐えり提出）

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書（橋本幹彦提出）

中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書（津村啓介提出）

答弁書受領

十二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄提出トランプ大統領の最惠国待遇政策にかかる日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出旅費法改正の理念と実効性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之提出政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出食品安全委員会事務局の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志提出スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徵求命令後の実効性等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問に対する答弁書

報告書受領

十二月十二日内閣から次の報告書を受領した。

和六年度犯罪被害者等施設に関する報告

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のため講じた措置の内容等に関する報告

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

告書

福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問主意書（山本太郎提出（第六九号））

台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書（山本太郎提出（第七〇号））

答弁書受領

十二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塙村あやか提出要介護認定に係る制度の改善に関する質問に対する答弁書（第五八号）

参議院議員石垣のりこ提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対する答弁書（第五九号）

参議院議員石垣のりこ提出公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問に対する答弁書（第六〇号）

報告書受領

十二月十二日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和六年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を受領した。

また、同日内閣を経由して日本銀行總裁から、「日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」」を受領した。

また、同日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

告書

人事異動

内閣

検査

高等裁判所長官に任命する

折原茂晴 松尾秀明 内藤康司

金子修

特命全権大使に任命する（各通）

鈴木眞理子

検事長に任命する

判事

山本恭司 山本敏生

特命全権大使に任命する（各通）

検事長

同

平和と安定に係る国際協力の実施に關し、關係諸

国・国際機関等と協議するための日本政府代表を

任命する

（金沢地方裁判所判事兼金沢家

庭裁判所判事・金沢簡易裁判

所判事）判事兼簡易裁判所判

事

中嶋万紀子

宇山秀樹

同

平和と安定に係る国際協力の実施に關し、關係諸

国・国際機関等と協議するための日本政府代表を

任命する

（金沢地方裁判所判事兼金沢家

庭裁判所判事・金沢簡易裁判

所判事）判事兼簡易裁判所判

事

中嶋万紀子

宇山秀樹

同

平和と安定に係る国際協力の実施に關し、關係諸

国・国際機関等と協議するための日本政府代表を

任命する

（金沢地方裁判所判事兼金沢家

庭裁判所判事・金沢簡易裁判

所判事）判事兼簡易裁判所判

事

中嶋万紀子

宇山秀樹

内閣

愛知県

内閣

井上純委員、大參澄夫委員、杉島由美子委員、森美穂委員、勝岡信明委員、夏目俊信委員及び東村誠委員は、十一月三十日任期満了し、十二月一日次の者が任命された。

○労働委員会委員
同 上野 千晴 同 松永 光司

同 谷口 八束

同 中島 紳裕

同 松村 実

伊藤 和浩

柴田洋二郎

中島 紳裕

松村 実

井上純委員、大參澄夫委員、杉島由美子委員、森美穂委員、勝岡信明委員、夏目俊信委員及び東村誠委員は、十二月十日任期満了し、十二月一日次の者が選任された。

○労働委員会委員再任

大河内美紀委員、富田隆司委員、福谷朋子委員、

岩崎真未委員、勘米良晃司委員、木戸英博委員、

中島裕子委員、村上貴司委員、板倉麻子委員、大

辻祥子委員、後藤啓文委員、左合澄人委員及び武

田美穂子委員は、十二月一日再任された。

○労働委員会委員

同 福山 聖

同 増田 隆男

同 吉村 淳治

大石 桂一

同 庄崎 秀昭

同 堀野 出

志委員、大坪稔委員、服部博之委員、高田章男委員、吉村達也委員は、十一月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。

○労働委員会委員再任

千綿俊一郎委員、所浩代委員、丸谷浩介委員、

渡部有紀委員、金光千春委員、桑原忠志委員、古賀栄一委員、西央人委員、溝田由美子委員、内場千晶委員、小川浩二委員、熊手艶子委員、高松雄太委員、中村年孝委員及び丸山武子委員は、十一月二十七日再任された。

○教育委員会委員任命

石井知子委員は、十月三十一日任期満了し、十一月一日次の者が任命された。

○人事委員会委員選任

常本照樹委員は、十月三十一日任期満了し、十一月一日次の者が選任された。

○人事委員会委員

人事委員会委員

名古屋市

○監査委員選任

小川令持委員は、十二月十日任期満了し、十二月一日次の者が選任された。

○監査委員

監査委員選任

監査委員

審査事項

認証官任命式

十一月十一日午後七時三十分、館中において、検事長小弓陽文彦、高等裁判所長官金子修、特命全権大使折原茂晴、同松尾秀明、同内藤謙司、同山本恭司及び同山本敏生の認証官任命式が行われた。

官庁報告

労 動

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月16日

岩手労働局長 白石 好春

第4号中「1時間1,008円」を「1時間1,072円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月16日

岩手労働局長 白石 好春

第4号中「1時間985円」を「1時間1,052円」に改める。

附 則

この決定は、令和8年2月1日から効力を生ずる。

岩手労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月16日

岩手労働局長 白石 好春

第4号中「1時間975円」を「1時間1,039円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月16日

岩手労働局長 白石 好春

第4号中「1時間1,004円」を「1時間1,068円」に改める。

公 告

諸事項

工場財団

栃木県小山市大字横倉新田520番地東京鐵鋼株式会社の工場財団に栃木県小山市大字横倉新田520番地小山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年12月16日

宇都宮地方法務局小山出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第71894号

岐阜県岐阜市日野北2丁目14-16

申立人 森 由紀

本籍岐阜県岐阜市日野北2丁目14番地、最後の住所東京都杉並区善福寺1丁目16番21号安富産業従業員寮、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所岐阜県羽島市、出生年月日昭和38年10月9日、職業会社員

被相続人 亡 森 信親

事務所東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスクエアイースタワー3階三浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池村 聰

催告期間満了日 令和8年6月30日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第72257号

熊本県合志市竹迫2140番地

申立人 合志市長

本籍東京都世田谷区奥沢3丁目33番、最後の住所東京都世田谷区奥沢3丁目33番7号毛利ビル301号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和4年9月28日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和29年7月22日、職業不明

被相続人 亡 岩下 紀子

事務所東京都文京区本郷3-19-4 TLC本郷712 海老原覚法法律事務所

相続財産清算人 弁護士 海老原 覚

催告期間満了日 令和8年6月30日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第72409号

東京都葛飾区堀切7丁目4番4号

申立人 医療法人財団慈光会

本籍東京都葛飾区東金町2丁目364番地、最後の住所東京都葛飾区四つ木3丁目4番31号コージュ四つ木302、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和6年5月17日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和7年1月3日、職業不明

被相続人 亡 鶯澤 嶺子

事務所東京都千代田区有楽町1丁目5番1号日比谷マリンビル11階 石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片上 誠之

催告期間満了日 令和8年6月30日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第3051号

新潟県阿賀野市北本町10-25

申立人 古西 明

本籍新潟県阿賀野市北本町22番、最後の住所新潟県阿賀野市北本町22番57号、死亡の場所新潟県阿賀野市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所新潟県北蒲原郡水原町、出生年月日昭和6年3月11日、職業無職

被相続人 亡 藤野 フミ

事務所新潟県阿賀野市中央町1-9-1 水原中央町ビル3階5号室 阿賀野よろず相談法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 慎子

催告期間満了日 令和8年7月10日

新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年（家）第40308号

札幌市中央区北2条西13丁目1番地10札幌第一会計ビル6階

申立人 宮森 智子

本籍北海道札幌市東区本町2条8丁目3番、最後の住所札幌市東区北31条東19丁目1番1-601号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日令和7年5月23日、出生の場所北海道余市郡余市町、出生年月日昭和35年1月3日、職業無職

被相続人 亡 末永 洋子

事務所札幌市中央区大通西13丁目4番地161札幌東光ビル3階 政池・飯田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 政池 裕一

催告期間満了日 令和8年7月10日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第229号

北海道士別市東4条北8丁目北部団地A-106

申立人 淀谷由紀枝

本籍北海道士別市大通東8丁目41番地2、最後の住所北海道上川郡剣淵町仲町4番1-6号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和5年12月26日、出生の場所北海道士別市、出生年月日昭和41年1月10日、職業不詳

被相続人 亡 竹田 進

主たる事務所旭川市9条通7丁目2483番地6熊谷ビル3階、従たる事務所北海道名寄市西6条南10丁目2番地14スキルビル1階

相続財産清算人 弁護士法人道北法律事務所

催告期間満了日 令和8年6月30日

旭川家庭裁判所名寄支部

令和7年（家）第312号
 東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 本籍青森県五所川原市大字飯詰字影日沢219番地4、最後の住所青森県五所川原市大字広田字榊森45番地15、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日推定令和6年10月17日、出生の場所青森県五所川原市、出生年月日昭和43年4月24日、職業不明
 被相続人 亡 柴田 淳一
 青森県弘前市大字城東2丁目2番地17ユニキューブ城東B棟金田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 金田健一郎
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 青森家庭裁判所五所川原支部
令和7年（家）第7077号
 福島県福島市泉字堀ノ内8-29
 申立人 山岸 ヨエ
 本籍福島県福島市渡利字北柄森30番地、最後の住所福島市泉字堀ノ内8番地の22、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和5年2月15日、出生の場所福島県福島市、出生年月日昭和22年9月26日、職業不明
 被相続人 亡 佐藤 修藏
 福島市花園町1番30号 1階 佐々木廣充法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 佐々木廣允
 催告期間満了日 令和8年7月3日
 福島家庭裁判所
令和7年（家）第30128号
 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
 申立人 佐倉市長 西田三十五
 本籍千葉県佐倉市中志津5丁目1705番地、最後の住所千葉県佐倉市中志津5丁目11番10号、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日推定令和4年7月4日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和40年5月21日、職業不明
 被相続人 亡 杉村 知香
 事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちょうビル7階 レークス法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 北村 悠介
 催告期間満了日 令和8年7月14日
 千葉家庭裁判所佐倉支部
令和7年（家）第30286号
 千葉市中央区中央3丁目9番13号
 申立人 NPO法人成年後見なのはな

本籍東京都荒川区荒川5丁目48番、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市初富114番地初富保健病院、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日令和7年8月21日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和16年1月2日、職業無職
 被相続人 亡 春日 弘道
 事務所千葉県我孫子市本町2-3-19 西田ビル2階 あびこ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 辻 慎也
 催告期間満了日 令和8年7月13日
 千葉家庭裁判所松戸支部
令和7年（家）第7086号
 東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 本籍千葉県東金市東金958番地、最後の住所千葉県東金市田間1287番地4ダイアパレス東金Ⅲ307、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和29年11月11日、職業不明
 被相続人 亡 鈴木かおる
 事務所千葉市中央区中央4丁目12番1号 K A中央ビル4階 エバー総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 菊地 秀樹
 催告期間満了日 令和8年7月13日
 千葉家庭裁判所八日市場支部
令和7年（家）第244号
 三重県四日市市楠町南五味塚181-6
 申立人 森 大輔
 本籍三重県四日市市東茂福町1901番地、最後の住所三重県四日市市東茂福町7番3号、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和6年5月20日、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和26年8月11日、職業不明
 被相続人 亡 三宅 裕史
 事務所三重県四日市市諫訪町5番9号メゾントレンドイー2階 西村法律事務所
 相続財産清算人 西村 和晃
 催告期間満了日 令和8年7月10日
 津家庭裁判所四日市支部
令和7年（家）第314号
 名古屋市千種区吹上2丁目6番3号
 申立人 公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社
 申立人手続代理人弁護士 清田 晃史
 本籍三重県桑名市紺屋町7番地、最後の住所三重県桑名市紺屋町9番地、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日令和3年11月3日、出生の場所愛知県海部郡弥富町、出生年月日昭和36年12月12日、職業不明
 被相続人 亡 森 浩次

三重県桑名市寿町2丁目31番12号 三交桑名駅前ビル3階 稔田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 稔田 大輔
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 津家庭裁判所四日市支部
令和7年（家）第368号
 愛知県弥富市前ヶ須町西勘助222-1 アトレ弥富305
 申立人 山中 松司
 本籍三重県四日市市川島町3238番地、最後の住所三重県四日市市川島町3238番地、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和7年1月29日頃、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和10年11月17日、職業自営業
 被相続人 亡 山中 松美
 事務所東京都文京区湯島3丁目3番4号高柳ビル5階 M Y総合法律事務所
 相続財産清算人 横山 雅明
 催告期間満了日 令和8年7月10日
 津家庭裁判所四日市支部
令和7年（家）第102号
 三重県津市中央1番1号 三重会館4階 なぎさ法律事務所
 申立人 塚本 順久
 本籍三重県伊勢市岡本1丁目101番地、最後の住所三重県伊勢市勢田町103番地47、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和19年11月2日、職業無職
 被相続人 亡 尾上 勝
 事務所三重県津市大谷町21番8 さくら総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 加藤 謙一
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 津家庭裁判所伊勢支部
令和7年（家）第4252号
 大阪府松原市別所5丁目16-6
 申立人 北山 良一
 本籍大阪府松原市別所5丁目224番地、最後の住所大阪府松原市別所5丁目10番6号、死亡の場所大阪府柏原市、死亡年月日令和7年2月23日、出生の場所大阪府中河内郡恵我村、出生年月日昭和11年8月8日、職業無職
 被相続人 亡 池田 秀一

事務所大阪府大阪市中央区瓦町3丁目4番9号フカキ瓦町ビル3階
 相続財産清算人 弁護士 堀 政哉
 催告期間満了日 令和8年6月29日
 大阪家庭裁判所堺支部
令和7年（家）第4286号
 大阪府高石市羽衣2-2-21ガーデンハウス浜寺公園119
 申立人 川上 加代
 本籍大阪府高石市羽衣5丁目160番地9、最後の住所大阪府高石市羽衣5丁目11番17号、死亡の場所大阪府高石市、死亡年月日令和6年2月1日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和16年11月28日、職業会社役員
 被相続人 亡 浦野 政俊
 事務所大阪市北区西天満5丁目10番17号西天満パークビル5階
 相続財産清算人 弁護士 野村いづみ
 催告期間満了日 令和8年6月29日
 大阪家庭裁判所堺支部
令和7年（家）第9197号
 東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 本籍山口県下関市小月本町2丁目1088番地、最後の住所北九州市小倉南区津田4丁目3番23号、死亡の場所北九州市小倉南区、死亡年月日令和5年9月6日、出生の場所北九州市小倉北区、出生年月日昭和56年12月31日、職業不明
 被相続人 亡 村田 真一
 事務所北九州市小倉北区金田1丁目8-5北九州法曹ビル2階A室
 相続財産清算人 弁護士 祖父江弘美
 催告期間満了日 令和8年6月29日
 福岡家庭裁判所小倉支部
令和7年（家）第193号
 鹿児島県大島郡徳之島町諸田1417番地
 申立人 柏村 考兵
 本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字糸木名458番地、最後の住所鹿児島県大島郡徳之島町亀徳1828番地 阿田野平住宅E棟6号、死亡の場所鹿児島県大島郡徳之島町、死亡年月日令和7年4月25日、出生の場所鹿児島県大島郡伊仙町、出生年月日昭和35年2月24日、職業不明
 被相続人 亡 政榮 重仁
 鹿児島県大島郡与論町大字茶花309番地5
 相続財産清算人 司法書士 田畠 剛俊
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 鹿児島家庭裁判所徳之島出張所

令和7年(家)第30167号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍宮城県仙台市青葉区荒巻本沢2丁目3番、最後の住所仙台市青葉区荒巻本沢2丁目3番1-405号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和5年11月11日頃から20日頃までの間、出生の場所宮城県宮城郡塩釜町、出生年月日昭和16年2月2日、職業不明
被相続人 亡 高橋 誠
仙台市青葉区一番町1丁目4番20号 佐々木・笠原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小山 悠
催告期間満了日 令和8年6月29日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第4281号

大阪府堺市堺区出島町2丁7-68 301
申立人 城間 夏夫
本籍京都府京都市伏見区醍醐京道町7番地7、最後の住所大阪府堺市堺区出島町2丁7番68号ツインナーク404号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和7年6月11日頃から20日頃までの間、出生の場所京都府京都市伏見区、出生年月日昭和34年11月18日、職業不明
被相続人 亡 中野 良則
事務所大阪市中央区南船場4丁目3番11号大阪豊田ビル2階
相続財産清算人 弁護士 福岡 宏海
催告期間満了日 令和8年6月29日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第4283号

大阪府河内長野市長野町6番15
申立人 リバーサイド長野マンション管理組合
本籍神奈川県横浜市中区太田町6丁目70番地、最後の住所大阪府河内長野市長野町6番15-101号、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日令和7年1月12日頃、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和30年1月11日、職業無職
被相続人 亡 青木 美苗
事務所大阪市北区西天満4丁目4番18号梅ヶ枝中央ビル4階
相続財産清算人 弁護士 豊田 祐介
催告期間満了日 令和8年6月29日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第4288号

和歌山県和歌山市中之島378-3
申立人 坂井セツ子
本籍島根県松江市豊町115番地、最後の住所大阪府堺市堺区西湊町5丁7番6号西湊第2住宅101号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所島根県松江市、出生年月日昭和28年11月19日、職業不明
被相続人 亡 大野 賢二
事務所大阪市中央区本町1丁目7番7号 ウキタ堺筋本町ビル2階
相続財産清算人 弁護士 角石紗恵子
催告期間満了日 令和8年6月29日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第72314号

東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
申立人 東京都杉並区長
本籍京都府綾部市小貝町坪57番地、最後の住所東京都杉並区清水2丁目7番15号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和4年8月2日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和25年7月2日、職業不明
被相続人 亡 酒井 良子
事務所東京都港区南青山1丁目15番2号南青山スタジオフラット204 森居総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森居 秀彰
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72315号

東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍千葉県富里市久能300番地、最後の住所東京都足立区東和1丁目6番15号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和4年5月22日、出生の場所千葉県印旛郡成田町、出生年月日昭和13年6月17日、職業会社役員
被相続人 亡 押尾 一雄
事務所東京都中央区日本橋室町4丁目1番21号 近三ビルディング8階 荒巻・後藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 荒巻 慶士
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第8145号

静岡県沼津市御幸町17番12号 梅田法律事務所
申立人 弁護士 梅田 欣一
本籍神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目6番地1、最後の住所静岡県伊豆の国市四日町346番地の2 グループホーム源氏庵、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死亡年月日令和4年11月24日、出生の場所中国北京市、出生年月日昭和17年6月1日、職業無職
被相続人 亡 田中 敏子
静岡県沼津市大岡1923-1 元吉ビル1階
セラ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 角替 清美
催告期間満了日 令和8年6月30日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第9105号

旭川市大町2条4丁目
申立人 高橋 弘道
本籍北海道旭川市豊岡4条1丁目2番、最後の住所旭川市豊岡4条1丁目2番11-107号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和6年11月28日、出生の場所北海道上川郡東旭川村、出生年月日昭和17年5月10日、職業無職
被相続人 亡 猪狩 金七
旭川市大町2条4丁目
相続財産清算人 司法書士 高橋 弘道
催告期間満了日 令和8年6月30日
旭川家庭裁判所

令和7年(家)第482号

埼玉県羽生市南1丁目10番17号
申立人 大木 恵子
本籍埼玉県羽生市北1丁目2番、最後の住所埼玉県羽生市北1丁目2番6号、死亡の場所埼玉県羽生市、死亡年月日令和7年6月11日、出生の場所埼玉県羽生市、出生年月日昭和36年1月5日、職業無職
被相続人 亡 三木 照子
事務所埼玉県行田市門井町2丁目22番地1 コーポ・カネコJ101号室 高橋正俊国際経営労務法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 正俊
催告期間満了日 令和8年6月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第72149号

千葉県市川市田尻3丁目9番15-1002号
申立人 木下 隆志
本籍東京都墨田区横川4丁目6番地1、最後の住所東京都墨田区横川4丁目1番7号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年2月4日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和38年7月29日、職業不明
被相続人 亡 木村 朱実
事務所東京都渋谷区代々木2-5-1 羽田ビル802号室 新宿南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土肥 尚子
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72143号

東京都港区新橋6丁目22番4号 MERCURY SHINBASHI
申立人 株式会社マーキュリー
本籍東京都練馬区北町8丁目4番、最後の住所東京都練馬区北町8丁目4番1号、死亡の場所埼玉県和光市、死亡年月日令和6年10月23日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和35年1月16日、職業不明
被相続人 亡 太田登志夫
事務所東京都中央区銀座2丁目2番17号龍保険ビル6階土居総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土居 範行
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第71760号

東京都練馬区大泉学園町7-19-15グループホームめぐみ
申立人 鈴木 千美
本籍東京都中央区勝どき1丁目13番、最後の住所東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目24番18-207号ガーラ・プレシャス代々木北参道、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和5年7月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和40年4月20日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 一行
事務所東京都千代田区東神田1丁目5番2号 黒崎ビル9階 わかぎ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 有坂 秀樹
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72744号
 東京都江戸川区船堀3-5-26 Tガーデン
 スクエア1301江戸川あかり法律事務所
 申立人 山田 圭太
 本籍東京都江戸川区東小岩4丁目3205番地、
 最後の住所東京都江戸川区東小岩4丁目10番
 13号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日
 令和7年7月29日、出生の場所埼玉県北埼玉
 郡東村、出生年月日昭和24年3月31日、職業
 無職
 被相続人 亡 関口 益夫
 事務所東京都千代田区有楽町2丁目10番1号
 東京交通会館11階 銀座第一法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大谷 郁夫
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第7059号
 福島県南会津郡只見町大字大倉字広田面1478
 申立人 矢部真佐子
 本籍福島県大沼郡会津美里町勝原字西勝290
 番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町勝
 原字西勝290番地、死亡の場所福島県大沼郡
 会津美里町、死亡年月日令和4年5月21日頃
 から31日頃までの間、出生の場所福島県大沼
 郡会津高田町、出生年月日昭和36年6月16日、
 職業会社員
 被相続人 亡 矢部 正一
 福島県会津若松市追手町3番16号一之丁ビル
 会津鶴城法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小池 達哉
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第30164号
 茨城県笠間市橋爪203番地4
 申立人 橋本 勉
 本籍茨城県笠間市橋爪203番地4、最後の住
 所茨城県笠間市福田3199番地、死亡の場所茨
 城県笠間市、死亡年月日令和7年6月5日、
 出生の場所茨城県西茨城郡宍戸町、出生年月
 日昭和24年9月22日、職業無職
 被相続人 亡 橋本 廣
 茨城県水戸市南町2丁目6番37号木村ビル2
 階
 相続財産清算人 弁護士 黒澤 悠基
 催告期間満了日 令和8年6月30日
 水戸家庭裁判所

令和7年(家)第1126号
 奈良県桜井市大字慈恩寺165番地の1
 申立人 東 秀好
 本籍奈良県桜井市大字慈恩寺400番地、最後
 の住所奈良県橿原市十市町403番地の11、死
 亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日令和7年
 7月11日頃から20日頃までの間、出生の場所
 奈良県橿原市、出生年月日昭和34年5月31日、
 職業不明
 被相続人 亡 東 茂
 奈良市学園北1丁目11番4号エル・アベ
 ニュー学園前401号 学園前総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 畠中 孝司
 催告期間満了日 令和8年7月1日
 奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第30138号
 千葉県富里市日吉倉24
 申立人 成田プリンスハイツ管理組合
 本籍千葉県八千代市八千代台北13丁目14番、
 最後の住所千葉県富里市十倉126番地74、死
 亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日令和5
 年5月6日、出生の場所北海道上川郡当麻村、
 出生年月日昭和28年5月18日、職業無職
 被相続人 亡 石井 秀子
 事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マー
 キュリー千葉7階すいれん法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 日名子 晓
 催告期間満了日 令和8年7月13日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第40891号
 千葉県浦安市当代島1-19-5
 申立人 関口 友子
 本籍東京都千代田区西神田3丁目10番、最後
 の住所横浜市南区前里町3丁目55番地5栄和
 ハウス202号室、死亡の場所神奈川県横浜市
 南区、死亡年月日令和6年7月21日頃から31
 日頃までの間、出生の場所千葉県東葛飾郡浦
 安町、出生年月日昭和13年10月15日、職業無
 職
 被相続人 亡 関根美津美
 事務所神奈川県鎌倉市大船1-26-29大船セ
 ンターブレイス3階
 相続財産清算人 弁護士 関本 和臣
 催告期間満了日 令和8年7月16日
 横浜家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい
 て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、
 下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に
 権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提
 出してください。もし下記権利を争う旨の申述の
 終期までに申述及び提出がない場合には、その無
 効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第4号

山口県下関市細江新町3番47号
 申立人 株式会社福石
 代表者代表取締役 前田 直巳
 権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月1日
 令和7年12月4日 小倉簡易裁判所
 (別紙) 目録

約束手形 1通
 手形番号 YC10420
 金額 295,763円
 支払期日 令和7年12月25日
 支払地 北九州市
 支払場所 株式会社福岡銀行門司駅前支店
 振出日 令和7年10月27日
 振出地 北九州市門司区
 振出人 リバレックス株式会社 代表取締役
 川本 弥生
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て
 があったので、不在者は、届出期間満了の日までに
 当裁判所に生存の届出をしてください。届出が
 ないときは、失踪宣告を受けることになります。
 また、不在者の生死を知る者は、同日までにその
 旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第489号

大阪府堺市東区菩提町4丁38-12
 申立人 松本 亜季
 本籍大阪府堺市南区梅325番地、最後の住所
 大阪府堺市南区赤坂台2丁5番3-204号
 不在者 竹馬あや子
 昭和36年8月30日生
 届出期間満了日 令和8年2月16日

大阪家庭裁判所堺支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権
 利について公示催告をしたところ、定められた下
 記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は
 権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前
 記の権利は失権する。

令和7年(ヘ)第1号

福岡県久留米市城南町8番地10ロフトイ城南
 702号
 申立人 中園 正一
 権利の届出の終期 令和7年11月14日
 令和7年11月17日 八女簡易裁判所
 (別紙) 目録
 1 土地 八女市北田形字西ノ前470番1
 雜種地 221.00平方メートル
 2 登記年月日番号 福岡法務局八女支局明治37年
 3月18日受付第2014号
 3 登記した権利の内容
 登記の目的 地上権設定
 原因 明治37年3月15日設定
 目的 建物所有
 存続期間 明治37年3月15日から明治52年3月
 14日まで15年
 地代 1年2円50銭
 支払期 毎年12月25日
 土地上権者 八女市大字北田形530番地
 平嶋 伊作

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
 の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2037号

福岡市博多区博多駅前4-16-22-207号室、
 旧本店所在地広島県福山市引野町1丁目18番
 28号月光東福山駅前110、広島市中区大手町
 4丁目2番27号中央レジデンス404
 債務者 株式会社後藤工務店
 代表者代表取締役 後藤 明
 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 児山 桂子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年2月12日午前11時
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2156号	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 孝弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 債務者 C R E S 株式会社 代表者代表取締役 中川 優子 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金崎 智久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第5619号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時50分 大阪市住之江区南港北1丁目25番10-1211号 債務者 合同会社N A N I K A X 2 代表者代表社員 吉村 太一 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯野 賢士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第339号	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 純美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前11時10分 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1711番地 債務者 有限会社富士ビルサービス 代表者清算人 立川 和樹 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤祐次郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時30分 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第5800号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 温香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第312号	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 太蔵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時30分 兵庫県加古川市別府町別府711番地の8 債務者 新居 太蔵

令和7年(フ)第186号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝口 耕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分 茨城県坂東市逆井2202番地 債務者 ドリーム観光有限会社 代表者代表取締役 石塚 衛 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時30分 神戸地方裁判所姫路支部 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第1267号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後2時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 昌紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分 宮城県名取市杜せきのした5丁目20番3号 債務者 株式会社アーキテック・サービス 代表者代表取締役 佐藤 昌紀 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時50分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第715号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平島 史彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 静岡県駿河区広野6丁目2番19号 債務者 株式会社L E A F 代表者代表取締役 鮎谷 邦一 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 純美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前11時10分 長野県伊那市荒井3506番地 債務者 株式会社田原建築設計事務所 代表者代表取締役 田原 健一 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平島 史彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 長野地方裁判所伊那支部
令和7年(フ)第4156号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 信裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時 （最後の住所） 大阪市住吉区万代2丁目1番 3-1502 債務者 被相続人亡塩満健一相続財産 特別代理人 南 友香 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 洞 良隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後3時30分 静岡地方裁判所民事第2部 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第95号	1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時 北海道小樽市勝納町9番112号 債務者 S-L I N E 株式会社 代表者代表取締役 佐藤 誠 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山内奈保子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第409号	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 瞳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後3時 香川県高松市香西南町578番地2 メゾンソ レイユ201 債務者 合同会社宮本産業 代表者代表社員 宮本 浩光 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後3時 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久間 孝平 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで	1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 卓也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
令和7年(フ)第1243号	北海道千歳市大和2丁目7番6-203号 センチュリーマンション 債務者 星野日出夫 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 華恵 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで	福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第559号 神奈川県厚木市愛甲1丁目19番5号 ユニオーンハイツA-103 債務者 竹山 潤 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後3時 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで	東京都世田谷区砧4丁目13番11-501号 債務者 日高 美香(旧姓蒲生) 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清木 昭宏 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後3時 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
令和7年(フ)第118号	札幌地方裁判所民事第4部 鹿児島県出水市大野原町20番地5 債務者 川北 信幸 1 決定年月日時 令和7年12月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河口友一朗 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで	横浜地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第599号 神奈川県平塚市広川311番地の5 レオパレスサニーヴィラB106号 債務者 安藤 俊行 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最所 義一 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで	千葉地方裁判所木更津支部 令和7年(フ)第99号 千葉県いすみ市小沢1211 債務者 田中 玲奈 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神定 大 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
令和7年(フ)第2955号	鹿児島地方裁判所川内支部破産係 名古屋市守山区翠松園2丁目2104番地 債務者 長瀬 順宏 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 朝 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午後2時40分 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで	横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第1172号 神奈川県横浜市西野山中鳥井町49番地1 パルフェマンション 505 債務者 青木 良夫 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 信裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで	千葉地方裁判所一宮支部破産係 令和7年(フ)第93号 秋田県横手市雄物川町今宿字出向180番地 債務者 小笠原大輔 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
令和7年(フ)第2018号	名古屋地方裁判所民事第2部 福岡県太宰府市石坂2丁目20番15号 ファミールハピネス205号、前住所福岡市博多区千代1丁目23番9号 ハイム千代 201号 債務者 小笹 泰義	秋田地方裁判所横手支部 令和7年(フ)第386号 群馬県伊勢崎市今泉町2丁目942番地1 づしうハイツ1 債務者 高橋 茂 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 信裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで	東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第2150号 東京都八王子市打越町635番地 債務者 高橋 正春 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村橋 悠 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月13日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで

令和7年(フ)第2171号 東京都八王子市散田町3丁目10番17号メゾネット・スズキ303号 債務者 善方 歩惟 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真野 文恵 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 信彦 4 破産債権の届出期間 令和8年1月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第245号 長野県飯山市大字照里2000番地 老人ホームてるさと、旧住所長野県中野市大字穴田187番地 債務者 秋田 知正 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木恵里子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 芳彦 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 一星 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎真一朗 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで 5 一般調査期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第2068号 東京都西東京市泉町1丁目17番22号フォーブル117 201号 債務者 野谷 基樹 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 希美 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前1時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本多 孝士 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 雄也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第313号 静岡県浜松市浜名区根堅401番地の3 債務者 花田 初男 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三和田健介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森谷 吉博 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日前午11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲家 淳彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第541号 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2612番地1 フォレストリバーI 202号室、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字須志田2768番地 債務者 木下 孝祐 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 山崎真一朗 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで 5 一般調査期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第2153号 東京都青梅市東青梅5丁目15番地の12クレイノドミール青梅403号室 債務者 松森 寿和 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 芳彦 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第793号 栃木県宇都宮市下河原1-3-33 ナイスアーバン下河原103、住民票上の住所栃木県宇都宮市城東1丁目10番24号 ナイスシティアリーナ城東401 債務者 亀和田 悠(旧姓和田) 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 伊藤 一星 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第382号 静岡県沼津市大塚1117番地の1 シティ大塚203 債務者 山崎 裕次 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 本多 孝士 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第2111号 福岡市博多区古門戸町6番16-101号 ジャルダン古門戸、前住所福岡市中央区地行1丁目12番28号 ビラプリンセス地行b 201号 債務者 河内 淳 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 中野 雄也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1994号 東京都八王子市堀之内2丁目1番地7 LG京王堀之内502号 債務者 望月 秀一 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 喜多 希美 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前午1時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1995号 東京都八王子市堀之内2丁目1番地7 LG京王堀之内502号 債務者 望月裕見子 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 喜多 希美 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第197号 福島県伊達市保原町字実町38番地 債務者 帆苅 義弘 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 森谷 吉博 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日前午11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第2096号 福岡県朝倉市馬田1000番地2 松の木団地137号 債務者 熊本 俊輔 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 仲家 淳彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第779号 栃木県真岡市荒町3丁目1番地40 債務者 田川榮三郎 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 三和田健介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで	令和7年(フ)第779号 栃木県真岡市荒町3丁目1番地40 債務者 田川榮三郎 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 森谷 吉博 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日前午11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第2111号 福岡市博多区古門戸町6番16-101号 ジャルダン古門戸、前住所福岡市中央区地行1丁目12番28号 ビラプリンセス地行b 201号 債務者 河内 淳 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 中野 雄也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2096号 福岡県朝倉市馬田1000番地2 松の木団地137号 債務者 熊本 俊輔 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 仲家 淳彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1298号 福岡市南区野間4丁目21番8号 池ノ下ビル 505号 債務者 脇中 韶 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1869号 福岡市南区三宅3丁目20番19-506号 アンピール第3西大橋 債務者 西田美津穂 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 璐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2073号 福岡市城南区片江4丁目3番30-207号 市営片江住宅 債務者 小畠 賴子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 千遙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第278号 茨城県つくば市東光台2丁目23番地1 セジュール東光台C棟202号、前住所茨城県つくば市高見原4丁目6番地20 債務者 杉山 拓也 1 決定年月日時 令和7年12月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井出 晃哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第1971号 福岡市中央区春吉2丁目2番20-806号 K L天神南 債務者 中原 悠貴 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤戸 博樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第113号 長崎県大村市木場1丁目1103番地 木場アパート1号棟101号 債務者 大宅 千穂 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 湯川 優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係	令和7年(フ)第91号 秋田県横手市大森町上溝字松原68番地 債務者 佐々木一樹 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近江 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 秋田地方裁判所横手支部	令和7年(フ)第101号 北海道北見市美山町南10丁目37番地82 債務者 小林 未奈 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木名瀬広暁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
令和7年(フ)第2038号 福岡市中央区清川3丁目2番9-203号 エンクレステ天神南111、前住所福岡市博多区博多駅前4丁目16番22-207号ビエラコート博多駅前、広島市中区大手町3丁目8番18-506号 債務者 後藤 明 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 呂山 桂子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第410号 香川県高松市香西南町578番地2 メゾンソレイユ201 債務者 宮本 浩光 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝口 耕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第103号 北海道網走郡美幌町字美里12番地の5 債務者 佐々木拓馬 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦澤 佳弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第75号 群馬県みどり市笠懸町阿左美1085番地27 レオパレスエトワール202 債務者 山口 智也 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 板橋 俊幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第2167号 福岡県宗像市須恵1丁目1番13号 債務者 村上 修一 1 決定年月日時 令和7年12月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐田 靖 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第194号 茨城県つくば市長高野1801番地、住民票上の住所茨城県石岡市東府中18番26号 債務者 井形 拓人(旧姓高畠) 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立川 純理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第205号 福岡市西区拾六町団地4番4-302号 債務者 山手 厚幸 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井出 晃哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(フ)第360号 群馬県伊勢崎市除ヶ町136番地 債務者 小此木英明 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近野 宏幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第2167号 福岡県宗像市須恵1丁目1番13号 債務者 村上 修一 1 決定年月日時 令和7年12月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐田 靖 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第194号 茨城県つくば市長高野1801番地、住民票上の住所茨城県石岡市東府中18番26号 債務者 井形 拓人(旧姓高畠) 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立川 純理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第538号 新潟市江南区曾川乙150番地25 債務者 斎藤 京介 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立川 純理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	

令和7年(フ)第547号

新潟県五泉市四ツ屋新123番地7

債務者 本間 正也

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 哲平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第549号新潟市江南区横越川根町3丁目7番7号
ジュネス江南102号

債務者 柳 千幸

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 墨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第518号

大分県臼杵市大字臼杵72番地の30 シーサイド2 605号

債務者 中嶋 和美

- 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 諭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第475号宮崎市松山2丁目1番1号 ザ・レジデンス
大淀河畔905号

債務者 小野 博市

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洲崎 達也
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第133号宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地6
債務者 佐々木 学

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田建太郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第134号宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地6
債務者 佐々木千佐子

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田建太郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**令和7年(フ)第555号**川崎市麻生区上麻生4丁目52番18-306号
債務者 大河伊津美(旧姓土井)

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第742号川崎市高津区諏訪1丁目12番1-310号
ドゥーエ二子新地

債務者 渡邊 洋平

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第797号

川崎市多摩区東生田2丁目3番10号 ハピネス向ヶ丘101

債務者 大西 翔兵

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第798号

川崎市多摩区東生田2丁目3番10号 ハピネス向ヶ丘101

債務者 大西 美加

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第804号

川崎市高津区千年884番地 ハイビスカス千年202

債務者 白倉 春江

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第836号

川崎市宮前区南野川2丁目30番11号 第二新栄荘210

債務者 石川 敏彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第839号

川崎市川崎区観音2丁目6番4号 ハウスマニアード301

債務者 泉 さゆり

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第845号

川崎市中原区市ノ坪680番地 イングコート105

債務者 古尾谷大輔

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第850号

川崎市多摩区東三田3丁目4番13号 テラスT&H102

債務者 石崎亜依美

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第301号愛知県北設楽郡設楽町田口字谷下8番地2
谷下団地115号

債務者 平田 有香

- 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第309号福岡県久留米市三瀬町西牟田6157番地4
ミッショントリニティスクエアⅡ 202号

債務者 横山 留美

- 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第8828号
東京都足立区南花畠5丁目8-4 ブルーメ
アライ36B102
債務者 山田 良宏
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5464号
大阪府寝屋川市高柳栄町1番10-103号
債務者 宮本 拓
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5802号
大阪市中央区内淡路町1丁目2番3-302号
債務者 溝口美奈子
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月13日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第8565号
東京都江戸川区船堀7丁目19-18-408
債務者 藤田 浩子
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8570号
東京都世田谷区千歳台1丁目37-1-306
債務者 星野 拓郎
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8620号
東京都足立区保木間3丁目30-11 第21新ビル501
債務者 榎山 鈴花
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8622号
東京都北区田端新町3丁目6-2-503
債務者 田中 智也
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8628号
東京都杉並区宮前1丁目6-6-203
債務者 内 美月
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8629号
東京都中野区沼袋4丁目12-23 ブリュッセルB102
債務者 鹿児島雄太
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8797号
東京都板橋区南常盤台1丁目20-4-302
債務者 清水 志保
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8812号
東京都新宿区西落合2丁目22-13-103
債務者 遠藤 健也
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8814号
東京都中野区野方1丁目19-4-202
債務者 畑谷 奈那
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8771号
東京都大田区田園調布4丁目33-3-102
債務者 北山真理子
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第209号
北海道旭川市豊岡2条6丁目4番9号
債務者 野島 彩
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月12日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第210号
北海道旭川市豊岡2条6丁目4番9号
債務者 野島 友里
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月12日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第342号
北海道旭川市東光13条2丁目4番2号 サンハイツ東光B棟10号室
債務者 山本 正男
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月12日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第60号
 長崎県雲仙市吾妻町田之平名60番地 市営守山団地 B棟5号、前住所福岡県福岡市南区井尻1丁目12番25-305号 ニューエスト井尻
 債務者 後川 瑞生
 1 決定年月日 令和7年12月5日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
 5 免責審尋期日 令和8年1月30日午前11時
 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第5769号
 大阪府豊中市服部南町3丁目9番12-103号
 債務者 富田光こと CHUNG KAWNG SU 丁 光洙
 1 決定年月日 令和7年12月5日午後3時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
 5 免責審尋期日 令和8年2月13日午後1時30分
 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続終結
令和6年(フ)第2391号
 名古屋市中区栄2丁目2番21号
 破産者 株式会社ティー・ワイ・ユー
 1 決定年月日 令和7年12月4日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第35号
 栃木県宇都宮市泉が丘2丁目3番8号
 破産者 斎藤 辰朗
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和5年(フ)第459号
 (最後の住所) 兵庫県尼崎市尾浜町3丁目11番23号 シャーメゾンアモーラ 102
 破産者 被相続人亡北修相続財産
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1522号
 大阪市中央区安土町1丁目7番13号
 破産者 株式会社一路
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第82号
 最後の住所 福島県郡山市安積町日出山3丁目244番地
 破産者 亡横山大相続財産
 1 決定年月日 令和7年12月8日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第36号
 愛知県岩倉市旭町1丁目50番地
 破産者 いわくら不動産センター株式会社
 1 決定年月日 令和7年12月8日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 名古屋地方裁判所一宮支部
令和5年(フ)第128号
 山口県下関市彦島福浦町2丁目20番11号
 破産者 和田電機株式会社
 1 決定年月日 令和7年12月8日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 山口地方裁判所下関支部破産係
破産手続終結及び免責許可決定
令和7年(フ)第812号
 福岡市中央区舞鶴3丁目7番17-1201号 ローズモント・フレア舞鶴、前住所福岡県小郡市小板井171番地15
 破産者 藤田 延登
 1 決定年月日 令和7年12月2日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第710号
 福岡市博多区古門戸町3番9-306号 アクタス天神パークシティ、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区対馬小路2番1-1003号 天神パークホームズ
 破産者 木村 圭伸
 1 決定年月日 令和7年12月3日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第47号
 岡山県倉敷市粒江2074番地
 破産者 岡本美代子
 1 決定年月日 令和7年12月4日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第538号
 仙台市泉区鶴が丘4丁目3番地の12
 破産者 相澤 賢一
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第5302号
 大阪市生野区巽西4丁目6番17号
 破産者 花牟禮 純
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6196号
 大阪府寝屋川市長栄寺町4-1 ヒューマンハウス105号、開始決定時大阪府寝屋川市北大利町5番23号(302号)
 破産者 白明社こと 斎藤 浩和
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第532号
 広島市中区住吉町8番2-602号
 破産者 W o h l t e c h こと 高見 俊光
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第180号
 高知県香南市夜須町西山370番地2
 破産者 矢野 陽樹
 1 決定年月日 令和7年12月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 高知地方裁判所破産係

令和6年（フ）第2160号 福岡県宗像市東郷6丁目4番17号 フォーレスト宗像1-1号、前住所福岡県宗像市石丸4丁目4番10号 破産者 藤原 実 1 決定年月日 令和7年12月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第453号 福岡県福津市手光1808番地の4 2号 破産者 Kitchenらんぶう亭こと 渡邊裕子 1 決定年月日 令和7年12月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第1057号 福岡市城南区南片江2丁目25番44-207号 レオネクストK南片江II 破産者 秋元 優太 1 決定年月日 令和7年12月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第2号 新潟県上越市幸町3番33号 破産者 間野 治彦 1 決定年月日 令和7年12月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和7年（フ）第792号 名古屋市緑区曾根1丁目66番地 ホワイトハイム105号、従前の住所愛知県海部郡飛島村大字服岡7丁目53番地 破産者 伊藤はつ子 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年1月27日午後1時50分 令和7年12月5日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年（フ）第1720号 福岡市東区土井1丁目7番35号 コーポビザビ303号 破産者 岡元 大輔 1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 2 一般調査期日 令和8年1月30日午前11時 令和7年12月2日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第189号 兵庫県加古川市野口町古大内547-2、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町野口271番地の13 破産者 石川 朗 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 2 一般調査期日 令和8年3月13日午前10時20分 令和7年12月5日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（フ）第19号 福岡市博多区諸岡2丁目12番11-201号 サンヴィクトワール 破産者 松本吾一郎 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 2 一般調査期日 令和8年2月3日午前10時 令和7年12月3日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第3863号 大阪府箕面市小野原東1丁目3番28号 破産者 有限会社ビッグサクセス 1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 2 一般調査期日 令和8年3月9日午後2時20分 令和7年12月5日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第317号 広島県東広島市西条町下三永3433番地、住民票上の住所広島県東広島市西条町大沢1120番地1 破産者 今岡 昇 1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 2 一般調査期日 令和8年3月9日午前10時 令和7年12月8日 広島地方裁判所民事第4部
令和6年（フ）第1260号 福岡県糸島市潤2丁目13番1号 ソーシャルライフ糸島、住民票上の住所福岡県糸島市波多江駅南2丁目6番3号 破産者 合屋 英俊 1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 2 一般調査期日 令和8年2月25日午前11時 令和7年12月2日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年（フ）第1746号 札幌市東区北48条東1丁目1番2-101号 破産者 田垣 増平 1 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 2 一般調査期日 令和8年2月26日午後1時45分 令和7年12月5日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第10号 福岡市中央区黒門4番28号 破産者 株式会社永和 1 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで 2 一般調査期日 令和8年3月19日午前11時 令和7年12月5日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第1636号 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈320番地1 メルパーク香華II 301号、前住所福岡県糸島市志摩師吉430番地14 破産者 岩永 陽介 1 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで 2 一般調査期日 令和8年3月3日午後1時30分 令和7年12月2日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第38号 福岡市南区平和2丁目7番24号 破産者 SUPER NATURAL株式会社 1 破産債権の届出期間 令和8年2月2日まで 2 一般調査期日 令和8年2月26日午後3時 令和7年12月5日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第4133号 大阪府東大阪市長田中1-4-17長田センタービル602 破産者 株式会社要総テクノス 異議申述期間 令和8年2月2日まで 令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第4134号 大阪府東大阪市長田中1丁目4番17-602号 破産者 井上 智博 異議申述期間 令和8年2月2日まで 令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第4135号 奈良県大和高田市大字市場547番地15 破産者 株式会社井上企画 異議申述期間 令和8年2月2日まで 令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和7年（フ）第333号
福岡市西区生松台1丁目2番4号
破産者 亡高尾弘昭相続財産
1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
2 一般調査期間 令和8年1月27日から令和8年2月3日まで
令和7年12月2日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第64号
宮崎県都城市野々美谷町3013番地1
破産者 福田 千鶴
1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
2 一般調査期間 令和8年2月24日から令和8年3月10日まで
令和7年12月5日 宮崎地方裁判所都城支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第4133号
大阪府東大阪市長田中1-4-17長田センタービル602
破産者 株式会社要総テクノス
異議申述期間 令和8年2月2日まで
令和7年12月8日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4134号
大阪府東大阪市長田中1丁目4番17-602号
破産者 井上 智博
異議申述期間 令和8年2月2日まで
令和7年12月8日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4135号
奈良県大和高田市大字市場547番地15
破産者 株式会社井上企画
異議申述期間 令和8年2月2日まで
令和7年12月8日
大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第111号**

埼玉県飯能市大字芦苅場320番地
清算株式会社 飯能管理株式会社
代表清算人 大平 洋一

- 1 決定年月日 令和7年11月28日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(ヒ)第1003号

長野県千曲市上山田温泉1丁目69番地3
清算株式会社 株式会社春栄企画
代表清算人 若林 正樹

- 1 決定年月日 令和7年12月3日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

長野地方裁判所上田支部

特別清算終結**令和7年(ヒ)第1004号**

広島市中区中町7番16号
清算株式会社 株式会社凧スクエア

- 1 決定年月日 令和7年12月2日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第9号

沖縄県糸満市字豊原307番地
清算株式会社 n a t u g r e 株式会社

- 1 決定年月日 令和7年12月3日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

那覇地方裁判所民事第3部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第2048号**

東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号
清算株式会社 ステークホルダー1株式会社
代表清算人 北元 健太

- 1 決定年月日 令和7年12月3日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1条 (協定債権の確認)

協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権者一覧表」における「協定債権残高」記載の通りであることを確認する。

第2条 (共益費用の支払)

清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徵收法の例により徴収することを得べき公租公課

等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という。）を、協定債権に優先して支払う。

第3条 (協定債権者に対する弁済)

清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から共益費等を控除した残額を弁済する。

第4条 (免除)

協定債権者は、前条による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

第5条 (新たに財産が発見された場合の措置)

第3条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、換価代金から換価処分に要した費用及び共益費等を控除した残額を追加弁済する。この場合においては、協定債権者が第4条の規定により行った残債務の免除は新たにされた追加弁済の限度で遡って効力を失うものとする。

第6条 (端数の処理)

第5条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、追加弁済の計算において生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

第7条 (追加弁済の場所)

第5条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、清算株式会社清算人代理弁護士多田啓太郎の事務所（東京都中央区日本橋茅場町3丁目12番2号A SKビル6階・明哲綜合法律事務所）において行う。但し協定債権者がその費用を負担して自己名義の預金口座への振込を求めたときは、振込送金手続により追加弁済を実施する。

(別紙省略)

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月16日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第201号

千葉県八千代市大和田新田1089番地40

再生債務者 安達美奈子

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第221号

千葉県八千代市上高野1177番地22

再生債務者 松田 宏之

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第27号

千葉県東金市家徳166番地2 レオパレスリヴェール1 109

再生債務者 福田 行洋

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第252号

札幌市手稲区星置1条3丁目6番3-511号
再生債務者 猪口 亨子

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第264号

札幌市東区北23条東18丁目5番12号 リビング元町402号
再生債務者 渡邊 誠

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第201号

札幌市手稲区星置1条8丁目18番7-801号

再生債務者 富山 翔也

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第2号

岩手県気仙郡住田町上有住字小台27番地

再生債務者 水野 公

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第2号

岩手県奥州市水沢上郷体5丁目2番地2

再生債務者 岸川 真澄

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(再イ)第14号

岩手県奥州市水沢上郷体5丁目2番地2

再生債務者 岸川 真澄

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第23号

福島県二本松市谷和子247-1 (住民票上の住所) 福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目2番地

再生債務者 三瓶 政彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで

福島地方裁判所

令和7年（再イ）第309号 福岡県那珂川市片縄北7丁目23番19号 再生債務者 松尾 智行 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年（再イ）第38号 相模原市南区相模大野7丁目36番1-328号 再生債務者 斎藤 充 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第73号 東京都町田市野津田町3210番地30 再生債務者 八木原三雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第315号 福岡県筑紫野市原田5丁目6番地20（ジュネス美しが丘201号） 再生債務者 平島 聖嗣 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第150号 千葉県船橋市西船6丁目9番13号 スプリングコート西船105号 再生債務者 野中翔太朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月23日まで 令和7年12月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第71号 宮城県名取市愛島台6丁目5番地の23 再生債務者 佐野 肇 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第24号 山梨県西八代郡市川三郷町山保4743番地4 再生債務者 工藤 雅矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月4日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第16号 山口県光市虹ヶ丘6丁目17番5号 再生債務者 村田 篤彦 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで 山口地方裁判所周南支部	令和7年（再イ）第5号 栃木県真岡市熊倉3丁目16番地16 再生債務者 マツモト アナ マリー フロンド 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 宇都宮地方裁判所真岡支部	令和7年（再イ）第34号 茨城県土浦市下高津1丁目4番30-402号 レックスハイツ土浦 再生債務者 小布施雄祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月4日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第25号 長野県松本市大字新村964番地 再生債務者 百瀬三佳子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月5日 長野地方裁判所松本支部
令和7年（再イ）第26号 山口県宇部市西小串5丁目5番2-4号 再生債務者 西田 悠佑 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年1月27日まで 山口地方裁判所宇部支部	令和7年（再イ）第41号 埼玉県越谷市大字西方2965番地1 412号 再生債務者 並木 康一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第35号 茨城県つくば市高見原1丁目1番地10 ランドスケープG棟106号 再生債務者 柴田 佑樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第17号 岐阜県多治見市幸町5丁目29番地の6 再生債務者 伊藤 清彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（再イ）第313号 福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目32番4号 再生債務者 荒武 俊彦	令和7年（再イ）第1号 埼玉県秩父郡皆野町大字上日野沢924番地 再生債務者 河野 偵吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係	令和7年（再イ）第24号 群馬県伊勢崎市菲塚町378番地4 再生債務者 渡辺 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第48号 静岡市清水区西大曲町6番42号 再生債務者 杉山祐太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第14号
 三重県松阪市上川町3732番地15 サンエス
 テート203
 再生債務者 林 恭伸
 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 5日まで
 令和7年12月8日 津地方裁判所松阪支部
令和7年(再イ)第338号
 大阪府守口市佐太中町1丁目10番3号
 再生債務者 中川 武
 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 5日まで
 令和7年12月5日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第21号
 島根県松江市坂本町28番地 リヴァーウェス
 トB201
 再生債務者 船本 優斗
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 5日まで
 令和7年12月8日 松江地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第164号
 北海道千歳市北信濃724番地
 再生債務者 波多野哲也
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 7日まで
 令和7年12月8日
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第208号
 札幌市中央区双子山1丁目9番1-102号
 再生債務者 青木志保子
 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 7日まで
 令和7年12月8日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第20号
 岩手県北上市大堤北2丁目8番5号
 再生債務者 小瀬川 剛
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 9日まで
 令和7年12月8日 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(再イ)第60号
 静岡県島田市川根町家山29番地の2
 再生債務者 坂本 勝昭
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 9日まで
 令和7年12月8日
 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第79号
 京都市伏見区深草東瓦町23番地1
 再生債務者 辻井 克治
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 9日まで
 令和7年12月5日
 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第245号
 福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目6番13号
 再生債務者 田中 典子
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月22日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 22日まで
 令和7年12月1日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第139号
 福岡県筑紫野市大字古賀45番地37
 再生債務者 山崎 俊輔
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月24日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 24日まで
 令和7年12月3日
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第189号
 福岡県那珂川市松木4丁目1番7-403号(サンリヤン博多南)
 再生債務者 伊東由美子
 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月24日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 24日まで
 令和7年12月3日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第237号
 福岡県春日市須玖北9丁目63番地 N3ハイ
 ツ201号
 再生債務者 森 智也
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月24日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 24日まで
 令和7年12月3日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第259号
 福岡県太宰府市吉松1丁目9番7号
 再生債務者 井手田 萌
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月24日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 24日まで
 令和7年12月3日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再口)第6号
 神戸市須磨区大池町2丁目7番12号
 再生債務者 加門武三郎
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月26日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 26日まで
 令和7年12月5日
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第82号
 岡山市南区福田104番地6
 再生債務者 川田 晋
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月26日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 26日まで
 令和7年12月5日
 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第232号
 福岡市南区大橋1丁目19番16-506号 大橋
 セントラルハイツ
 再生債務者 木下 秀人
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月26日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 26日まで
 令和7年12月5日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第252号
 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目8番7号
 グリーンヒルズ48 101号
 再生債務者 児玉 博基
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12
 月26日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月
 26日まで
 令和7年12月5日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第20号
 鳥取県境港市外江町2256番地12
 再生債務者 井奥 久
 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1
 月9日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月
 9日まで
 令和7年12月8日 鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生手続開始	<p>令和7年(再口)第10号 名古屋市中川区供米田2丁目1701番地 グリーンコーポ清水205号 再生債務者 江田 智成</p> <p>1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月15日まで</p> <p>名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月3日付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日</p> <p>仙台地方裁判所第4民事部</p> <p>給与所得者等再生による再生計画認可</p>	<p>令和7年(チ)第7号 千葉県八街市小谷流624番地 申立人 株式会社八街未来都市 同代表者代表取締役 高橋 洋二 登記記録上の共有者亡山本高の最後の住所不明 (亡山本高の不動産登記記録上の住所 印旛郡八街町大谷流592番地) 亡山本昇(亡山本高の承継人)の最後の住所不明 共有者 亡山本昇相続財産</p>	<p>届出期間満了日 令和8年4月17日</p> <p>令和7年12月3日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第2号	<p>福島県郡山市安積町成田字田向150番地の196 再生債務者 大川原麻衣</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p>	<p>届出期間満了日 令和8年4月17日</p>	<p>令和7年12月4日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第3号	<p>静岡県御殿場市山之尻840番地の2 再生債務者 大久 弘一</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。</p>	<p>1所在 八街市砂字水深 2地番 209番1 3地目 山林 4地積 44平方メートル (共有持分 3分の1)</p>	<p>1所在 富里市十倉字高田入 2地番 904番7 3地目 山林 4地積 1708平方メートル (共有持分 52分の1)</p>
令和7年(再口)第4号	<p>静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p>2 理由の要旨 令和7年12月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>令和7年12月4日</p>	<p>令和7年12月4日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第5号	<p>広島県廿日市市大野原2丁目7番29-1号 再生債務者 武智 晃平</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p>	<p>1所在 八街市砂字水深 2地番 209番2 3地目 原野 4地積 145平方メートル (共有持分 3分の1)</p>	<p>令和7年12月4日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第6号	<p>広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月8日</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>	<p>令和7年12月4日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第7号	<p>宮城県亘理郡亘理町字先達前108番地10 再生債務者 佐藤 広伸</p>	<p>2 理由の要旨 令和7年12月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p>	<p>1所在 八街市砂字水深 2地番 209番2 3地目 原野 4地積 145平方メートル (共有持分 3分の1)</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第8号	<p>令和7年12月8日</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p>	<p>千葉県八街市小谷流504番地1 申立人 株式会社小谷流グリーンライフ 同代表者代表取締役 菅原 啓之 登記記録上の共有者亡山本高の最後の住所不明 (亡山本高の不動産登記記録上の住所 印旛郡八街町大谷流592番地)</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第9号	<p>広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで</p>	<p>亡山本昇(亡山本高の承継人)の最後の住所不明 共有者 亡山本昇相続財産</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第10号	<p>仙台地方裁判所第4民事部</p>	<p>届出期間満了日 令和8年4月17日</p>	<p>千葉県八街市小谷流504番地1 申立人 株式会社小谷流グリーンライフ 同代表者代表取締役 菅原 啓之 登記記録上の共有者亡山本高の最後の住所不明 (亡山本高の不動産登記記録上の住所 印旛郡八街町大谷流592番地)</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第11号	<p>群馬県桐生市新里町新川3852番地6 再生債務者 佐藤 健司</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p>	<p>1所在 八街市砂字下新堤 2地番 187番 3地目 田 4地積 733平方メートル (共有持分 3分の1)</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第12号	<p>3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月9日まで</p>	<p>届出期間満了日 令和8年4月17日</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>	<p>令和7年12月3日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第13号	<p>前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>1所在 八街市砂字下新堤 2地番 187番 3地目 田 4地積 733平方メートル (共有持分 3分の1)</p>	<p>1所在 柳井市遠崎字平原 地番 866番1 地目 畑 地積 333平方メートル 所在等不明共有者の持分 2分の1</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第14号	<p>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</p>	<p>届出期間満了日 令和8年4月17日</p>	<p>1所在 柳井市遠崎字大迫 地番 10269番 地目 山林 地積 1563平方メートル 所在等不明共有者の持分 2分の1</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第15号	<p>仙台市青葉区台原5丁目4番48号 ライフ台原B棟206 再生債務者 福井美紗子</p>	<p>令和7年12月3日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>	<p>2所在 柳井市遠崎字尾上 地番 10276番1 地目 山林 地積 51平方メートル 所在等不明共有者の持分 2分の1</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>
令和7年(再口)第16号	<p>前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>1所在 柳井市遠崎字平原 地番 866番1 地目 畑 地積 333平方メートル 所在等不明共有者の持分 2分の1</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>	<p>令和7年12月3日 千葉地方裁判所佐倉支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第17号	<p>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</p>	<p>届出期間満了日 令和8年3月31日</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>	<p>令和7年12月3日 山口地方裁判所岩国支部 (別紙) 物件目録</p>
令和7年(再口)第18号	<p>前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>1所在 柳井市遠崎字平原 地番 866番1 地目 畑 地積 333平方メートル 所在等不明共有者の持分 2分の1</p>	<p>令和7年(チ)第8号</p>	<p>令和7年12月3日 山口地方裁判所岩国支部 (別紙) 物件目録</p>

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

申立人 日本レジヤー開発株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 那須郡那須町大字高久乙816番地39
(最後の住所) 栃木県那須郡那須町大字高久乙816番地39
所有者 亡玉田弘子相続財産

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日
宇都宮地方裁判所大田原支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 那須郡那須町大字高久乙字中丸
地番 816番38
地目 山林
地積 37平方メートル
- 2 所在 那須郡那須町大字高久乙字中丸
地番 816番39
地目 山林
地積 266平方メートル
- 3 所在 那須郡那須町大字高久乙字中丸
地番 816番41
地目 山林
地積 219平方メートル
- 4 所在 那須郡那須町大字高久乙字中丸
地番 816番42
地目 山林
地積 84平方メートル
- 5 所在 那須郡那須町大字高久乙字中丸816番地39
家屋番号 816番39
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 71.75平方メートル
2階 60.25平方メートル

令和7年(チ)第41号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡瀬能愛子の最後の住所) 神戸市灘区徳井町4丁目2番14号
所有者 亡瀬能愛子相続財産
届出期間満了日 令和8年2月3日
令和7年12月3日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 神戸市灘区徳井町4丁目
地番 2番9
地目 宅地
地積 41.30平方メートル
2 所在 神戸市灘区徳井町4丁目2番地9
家屋番号 2番9
種類 居宅
構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
床面積 1階 23.78平方メートル
2階 23.78平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

栃木県芳賀郡益子町大字益子1121番地5
申立人 那花ヤス子
法定代理人成年後見人 田中陽一郎
(亡谷嶋久八郎の最後の住所) 栃木県芳賀郡益子町大字益子1083番地
所有者 亡谷嶋久八郎相続財産

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日

宇都宮地方裁判所真岡支部
(別紙) 物件目録
所在 芳賀郡益子町大字益子字合ノ田
地番 1121番5
地目 宅地
地積 320.45平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

愛知県常滑市明和町1丁目92番地

申立人 藤井與士郎
住所・居所 不明
所有者 不明

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日 津地方裁判所四日市支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 四日市市新浜町158番地
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 44.88平方メートル

令和7年(チ)第2号

愛知県常滑市明和町1丁目92番地

申立人 藤井與士郎
住所・居所 不明
所有者 不明

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日 津地方裁判所四日市支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 四日市市新浜町160番地
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 40.13平方メートル

令和7年(チ)第5号

愛知県常滑市明和町1丁目92番地

申立人 藤井與士郎
住所・居所 不明

所有者 不明

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日 津地方裁判所四日市支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 四日市市東新町1587番4
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 34.27平方メートル

住所・居所 不明
所有者 不明

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日 津地方裁判所四日市支部
(別紙) 物件目録

- 1 (主たる建物)
所在 四日市市新浜町173番地
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 18.78平方メートル

- 2 (附属建物の表示)
所在 四日市市新浜町173番地
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 18.74平方メートル

令和7年(チ)第4号

愛知県常滑市明和町1丁目92番地

申立人 藤井與士郎

住所・居所 不明

所有者 不明

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日 津地方裁判所四日市支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 四日市市新浜町214番地
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 37.05平方メートル

令和7年(チ)第5号

愛知県常滑市明和町1丁目92番地

申立人 藤井與士郎

住所・居所 不明

所有者 不明

届出期間満了日 令和8年2月3日

令和7年12月3日 津地方裁判所四日市支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 四日市市東新町1587番4
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 34.27平方メートル

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億四千六百万五千七百円減少することにいたしました。

減少する資本金の額のうち、十億六千三百十一万八千四百八十六円を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年11月17日

掲載頁 九十一頁 (号外第二五二号)

令和七年十二月十六日

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶一九一九番地一

E F P o l y m e r 株式会社

代表取締役 ガルジャール・ナラヤン・

ラル

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和7年12月15日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 千葉日報

掲載の日付 令和7年12月10日

令和七年十二月十六日

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶一九一九番地一

E F P o l y m e r 株式会社

代表取締役 ガルジャール・ナラヤン・

ラル

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億八千五百五十九万七千六百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年5月28日

掲載頁 一三三頁 (号外第一一七号)

令和七年十二月十六日

東京都中央区八丁堀三丁目二七番四号

株式会社G i n c o

代表取締役 梶 夢佑斗

基準日設定につき通知公告

令和八年二月十三日に開催する予定の投資主総会において議決権行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、議決権行使できる投

資主といたします。

令和七年十二月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番一号

第一生命ライフパートナー投資法人

執行役員 山内 均

代表取締役 吉田 真宏

株式会社サンワ

代表取締役 佐藤 伸也

株式会社岩通サービス・センタ

代表取締役 関口 武志

号株式会社赤坂国際会計内

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九

難波黒門特定目的会社

取締役 林 令史

訂正公告

令和七年三月二十八日 (号外第六十九号) 掲載

の第二十八期決算公告 (枠組) 中、固定資産

[1,096,883] とあるは [527,513]、資産合計

[1,816,980] とあるは [1,247,610]、株主資本

[875,549] とあるは [306,179]、利益剰余金

[△96,160] とあるは [△665,529]、その他利益剰

余金 [△96,160] とあるは [△665,529]、「うち当期

純利益」— [25,394] とあるは 「(うち当期純損失)」— [543,975]、「負債・純資産合計」[1,816,980]

とあるは [1,247,610] の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十六日

東京都港区芝四丁目五番一〇号

クララ株式会社

代表取締役 家本賢太郎

訂正公告

令和七年三月二十八日 (号外第六十九号) 掲載

の第二十八期決算公告 (枠組) 中、固定資産

[1,096,883] とあるは [527,513]、資産合計

[1,816,980] とあるは [1,247,610]、株主資本

[875,549] とあるは [306,179]、利益剰余金

[△96,160] とあるは [△665,529]、その他利益剰

余金 [△96,160] とあるは [△665,529]、「うち当期

純利益」— [25,394] とあるは 「(うち当期純損失)」— [543,975]、「負債・純資産合計」[1,816,980]

とあるは [1,247,610] の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十六日

東京都港区芝四丁目五番一〇号

文化庁告示第二十八号 (史跡名勝天然記念物を管

理すべき地方公共団体を指定する件)

令和七年十二月十六日

滋賀県大津市黒津一丁目二番二六号

限定期認証者 タシオ アイリン サラヴァア

リア (T A S H I O I R E

NE S A L A V A R I A)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億九千三百万円

減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

名古屋市中区栄四丁目二一番一一号

株式会社サンワ

代表取締役 吉田 真宏

訂正公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

大阪市都島区中野町四丁目一九番三号

株式会社岩通サービス・センタ

代表取締役 関口 武志

号株式会社赤坂国際会計内

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九

難波黒門特定目的会社

取締役 林 令史

訂正公告

当社は、令和八年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

大阪市都島区中野町四丁目一九番三号

株式会社岩通サービス・センタ

代表取締役 関口 武志

号株式会社赤坂国際会計内

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇九

難波黒門特定目的会社

取締役 林 令史

訂正公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

長野市大字中御所岡田二一八番地一四

八十二リース株式会社

代表取締役 中村 孝

終りから
表中名称附

郡本西原遺跡

郡元西原遺

正 誤

ページ段行誤

二八下

右被相続人は令和七年一月三十日死亡し、その相続人は令和七年十二月五日大津家庭裁判所にて

限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者には弁済から除外します。

申出がないときは弁済から除外します。

右被相続人は令和七年一月三十日死亡し、その相続人は令和七年十二月五日大津家庭裁判所にて

限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者には弁済から除外します。

申出がないときは弁済から除外します。